

総社市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月26日

総社市教育委員会委員長 林 直 人

総社市教育委員会規則第4号

総社市立幼稚園規則（平成17年総社市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(入園の時期) <u>第5条</u> 略 (1学級の幼児数) <u>第6条</u> 略 (教育課程) <u>第7条</u> 略 (教育時間など) <u>第8条</u> 略 (課程の修了) <u>第9条</u> 略	<u>(入園の手続き)</u> <u>第5条</u> 幼稚園に幼児の入園を希望する保護者は、毎年教育委員会が定めた日までに入園願を教育委員会に提出しなければならない。 <u>(入園の許可)</u> <u>第6条</u> <u>入園の許可は、教育委員会が行う。</u> (入園の時期) <u>第7条</u> 略 (1学級の幼児数) <u>第8条</u> 略 (教育課程) <u>第9条</u> 略 (教育時間など) <u>第10条</u> 略 (課程の修了) <u>第11条</u> 略 <u>(退園の手続き)</u> <u>第12条</u> <u>園児を退園させようとする保護者は、速やかに退園届を教育委員</u>

改正後	改正前
(その他) <u>第10条</u> 略  別記様式 (第9条関係) 略	<u>会に届け出なければならない。</u> (その他) <u>第13条</u> 略  別記様式 (第11条関係) 略

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。